

平成 20 年 11 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社キムラタン  
代表者名 取締役社長 浅川岳彦  
(コード番号8107 大証第1部)  
問合せ先 取 締 役 木村裕輔  
(電話 078-306-0801)

平成 21 年 3 月期第 2 四半期報告書提出遅延及び  
当社株式の監理銘柄（確認中）への指定の見込みに関するお知らせ

当社は、平成 20 年 11 月 13 日付「平成 21 年 3 月期第 2 四半期報告書の提出遅延に関するお知らせ」にて、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に定める提出期限（平成 20 年 11 月 14 日）までに第 2 四半期報告書を提出できる見込みがない旨をお知らせいたしました。この度、同期限の翌日から起算して 15 日を経過する日までに当該報告書を提出できる見込みがないこととなりましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 第 2 四半期報告書の提出遅延の理由

当社は、平成 21 年 3 月期第 1 四半期報告書において継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している旨の注記を行いました。当該注記に記載事項のうち、当社が平成 17 年 12 月 21 日に発行いたしました第 4 回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の残存価額 2 億 80 百万円につきましては、平成 20 年 12 月 22 日にその償還期限が到来することとなっております。

当社は当該社債問題を解決すべく、平成 20 年 10 月 28 日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行及び新株予約権発行を決議いたしました。既に公表の通りその払込期日である平成 20 年 11 月 13 日において引受者より払込がなされませんでした。当社は当該社債の所有者である DKR OASIS 社と協議の上、新たな資金調達を含め解決に向けて鋭意努力しておりますが、本日時点で当該社債の償還又は買入消却の計画について未確定となっており、第 2 四半期報告書の提出遅延が見込まれるものであります。

2. 第 2 四半期報告書の提出予定について

株主の皆様をはじめ、市場関係者ならびに取引先関係者の皆様には多大なるご心配とご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございませんが、現在当社は当該社債の早期問題解決に向け努力を重ねており、可及的速やかに第 2 四半期報告書の提出を行う所存であります。

3. 監理銘柄（確認中）への指定について

上記の通り、当社は金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に定める期間の最終日の翌日から起算して 15 日を経過する日（平成 20 年 11 月 29 日（土））までに平成 21 年 3 月期第 2 四半期報告書を提出できる見込みがないことを開示しました。これは、株式会社大阪証券取引所の定める監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 7 条第 1 号 a (j) イ及び同平成 20 年 4 月 1 日改正付則第 3 項に該当することから、当社株式は本日から監理銘柄（確認中）に指定される見込みであります。

以上